

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和6年3月15日（金） 午前10時00分～午前11時49分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 田崎あきひさ 委員 大島令子 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
会議事件のため出席した者の氏名	陳情者 ■■■■■
職務のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 財政課長 井上隆雄 議長 岡崎つよし 委員外議員 なかじま和代 わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

### 1 あいさつ 議長

### 2 議題

#### (1) 陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

(委員長) 陳情者から趣旨説明の申出があったので発言を許可する。

(陳情者) 前回「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」を提出し、審査結果は「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」であった。陳情項目の一つとして市職員への実態調査の実施について挙げたが、市側に確認したところ政党機関紙の強制的購読に関する職員からの苦情はないとされているということであった。しかし、これは一部の議員の主観や想像であって、実情は調査してみないと分からないと考えるので、今回「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」を提出した。

令和5年は全国8自治体で実態調査が行われ、政党機関紙の勧誘を受けて心理的圧力を感じた職員の割合が、少ないところで約3割、多いところでは約8割に上っている。鹿児島県霧島市が行ったアンケートでは、「勧誘を受け、正直仕方なく購読を続けている」「職員が政党構成員からの購読要求に応じないで済むよう、執行部側の一定の指針があってもよいのではないだろうか」などの意見が寄せられている。

また、私が最も強調したいのは、職員が実際にどう感じているかは、調査をしてみないと分からないという点である。千葉県長生村が行った機関紙購読の勧誘も含むハラスメントについてのアンケートでは、ハラスメントがあっても我慢した、言えなかったという回答が最も多い結果となっている。

長久手市では政党機関紙の強制的購読に関する職員からの苦情はないとのことであったが、実際は、相談できない、相談しても仕方ないと思っている可能性がある。議員側もハラスメントをしている自覚がなく、勧誘行為を続けているかもしれない。実情を正確に把握するためにも実態調査をして、適切な対応を取っていただきたい。

(委員長) 趣旨説明について質疑はあるか。

(大島委員) 前回の陳情は一部の議員の主観や想像で審査されたとの発言があったが、どのような根拠に基づくものか。

(陳情者) 調査をして、問題がないことをはっきりさせないうちは、「実態がない」というのは主観や想像ではないかと考えるからである。

(富田委員) 全国でどのくらいの自治体がアンケート調査を行っているのか。

(陳情者) 全てを把握しているわけではないが、資料には令和5年は8自治体、令和4年以前は4自治体の実施事例が掲載されている。

(野村委員) 今回の陳情の趣旨は、政党機関紙の勧誘行為に対し心理的な圧力を感じたかどうかという点に特化した実態調査を求めるものでよいか。

(陳情者) 事例として載っているのは、政党機関紙の勧誘行為について特化して実施したものではない。

(ささせ委員) 本市の近隣自治体におけるアンケートの実施状況はどのようなか。

(陳情者) 政党機関紙勧誘の自粛等を求めた陳情の採択状況としては、岐阜県は中津川市、愛知県は高浜市、幸田町、豊明市、安城市、津島市で「採択」または「趣旨採択」されている。

(委員長) 他に質疑はあるか。

<質疑なし>

ないようなので、趣旨説明を終了する。

■■■■氏から、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

(翼) 現状、本市の庁内管理規則の禁止事項に当たるような状況はないとのことであるし、前回の陳情の審査後にも再度担当課に確認したが、市職員からの相談はないとのことなので、「各議員への配付に留める」か、前回と同様に「執行部に陳情があった旨を伝える」こととするのがよいと思う。

(香流) ハラスメントのアンケート調査について、市が実施した結果では「実態がない」とのことであったが、会派「香流」で実施したところ数件の回答があった。政党機関紙の勧誘行為に特化したものではなくても、ハラスメントの実態調査

をしっかりと行い、実態がないことが改めて確認できればそれでよいと思う。  
執行部に善処方を求めることとするのがよい。

(公明党) どちらの意見も分かるが、執行部に陳情があった旨を伝えることとするのがよいと思う。

(みらい) 政党機関紙の勧誘行為に特化した調査を行う必要はないと思うし、ハラスメントの聞き取り調査は現状でも年2回行っているとのことである。前回と同様、執行部に陳情があった旨を伝えるのがよいと思う。

(ながくて) 前回と同様、執行部に陳情があった旨を伝えるのがよいと思う。

(わたなべ委員外議員)

各議員への配付に留めることとするのがよい。

(副委員長) 実際、本市ではハラスメントの調査は行われているのか、いないのか。委員長はどう考えるか。

(委員長) 同趣旨の陳情の提出が今回で3回目になり、前2回とも執行部に陳情があった旨を伝えているが、これまで政党機関紙の勧誘行為に関する職員からの苦情や相談があったという情報はない。政党機関紙の勧誘行為に特化したものではなく、ハラスメント問題全体としての調査は必要に応じて実施すべきと思うが、この陳情に関しては、執行部に陳情があった旨を伝えることとするのがよいと考える。

(無会派の会) 以前の一般質問の答弁では、実際にハラスメントの実態調査が行われているかどうかははっきりしなかった。積極的に調査を行うべきだと考えるので、執行部に善処方を求めることとするのがよい。

(委員長) 「善処方を求める」が2会派、「陳情があった旨を伝える」が4会派であるため、執行部へ陳情があった旨を伝えることとする。

この際、暫時休憩とする。

<休憩：午前10時25分>

<再開：午前10時30分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(市長) あいさつ

## (2) 令和6年第1回長久手市議会定例会について

### ア 市長提出議案について

<説明：総務部長、行政課長、財政課長>

・追加議案第41号及び第42号（議案の概要のとおり）

(副委員長) 議案第41号について、定額減税補足給付金は令和6年に入手可能な課税情報を基に給付、低所得世帯臨時特別給付金は令和6年度の住民税情報等を基に給付とのことである。年と年度の使い分けはどのようなか。

(財政課長) 定額減税の対象となる所得税は1月から12月までの「年」の収入に対して

賦課されるもので、住民税は4月から3月の「年度」で課税するものである。  
(副委員長) 人事給与システム改修業務委託は、市の職員の定額減税に対応するためのものでよいか。

(財政課長) そのとおりである。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席>

(委員長) 議案第41号については補正予算なので予算決算委員会に付託することになるが、速やかな審査のため分科会には送付しないことでよいか。

<異議なし>

イ 議員提出議案について

- ・発委第1号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

(委員長) 条例改正について、この内容で議案として提出してよいか。

<異議なし>

(委員長) 委員会付託省略としてよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程(第6号)について

<事務局説明>

- ・日程第1 諸般の報告  
議案の提出について
- ・日程第2 議案第41号及び議案第42号  
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託)
- ・日程第3 議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第22号まで及び  
議案第24号から議案第42号まで並びに請願第1号  
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- ・日程第4 発委第1号(議案の上程、説明、質疑、討論採決)

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(3) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書(案)について

(委員長) 前回の委員会で意見書の提出に向けて進めることが決定したため、全国市議会議長会からの例を基に、本市議会の意見書案として整えた。内容に関して意見はあるか。

<意見なし>

(事務局) 意見書案の提出者については、本委員会で意見書提出について諮ったので、

山田けんたろう委員長としている。また賛成者は、各会派の代表者と会派に属さないわたなべさつ子委員外議員を記載した。このとおりでよいかについても確認願う。

(委員長) わたなべさつ子委員外議員は前回の委員会で、意見書の提出については慎重に対応すべきとの考えだったと思うので、賛成者として記名するかどうかを改めてご自身で判断の上、自分か事務局に伝えてほしい。

その他の賛成者は各会派の代表者、提出者は委員長である自分とすることでよいか。

<異議なし>

### 3 その他

・「ぎかいたいむ」における市長の発言撤回の取扱いについて

(富田委員) 3月8日の本会議の冒頭で、市長から「古戦場公園への古民家の移築中止についての判断及び、それに基づく本定例会における一連の発言は撤回する」との発言があった。この発言に関して、「ぎかいたいむ」ではどう扱うか。自分は、掲載するのがよいと思っている。一般質問の日程の途中で発言があったわけだが、発言の前後で記事の整合性がとれなくなるからである。

(委員長) 暫時休憩とするので、各自、意見をまとめてほしい。

<休憩：午前 11 時 17 分>

<再開：午前 11 時 30 分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

順番に意見を伺う。

(大島委員) 一般質問の質疑・答弁は、事実のとおり各議員が自由に原稿を書けばよい。市長の発言については、その発言が原因で予算決算委員会での議案の再審査が必要になったので、予算決算委員会の記事の方に掲載すると分かりやすくしてほしいと思う。

(副委員長) 市長の発言を掲載するかしないかの決定権は、議会運営委員長にあるのか。

(委員長) 対応を決めるのは、本委員会の委員の総意であると考え。掲載する内容については、広報広聴協議会広報部会が決めることだと思う。

(副委員長) 事実のとおり記事にするのはよいが、「市長の一連の発言は撤回された」ことについて併記するという条件が必要だと思う。

(委員長) 市長の発言について、市の広報で正式に発表するのであれば、「ぎかいたいむ」でも詳細に記載すると内容が重複するのでどうかとは思いますが、議場において発言されたことなので、議会として「ぎかいたいむ」に掲載する権利はあると思う。ただ紙面の都合もあるので、全文を載せるのか、要約するのかといったことは、広報部会で話し合っただけで判断いただければと思う。

(ささせ委員) 「ぎかいたいむ」の発行責任者は議長なので、最終的には議長がどう判断

するかだと思う。

(山田(か)委員)

議会中のことであるので、「ぎかいたいむ」には当然載せるべきである。発言の全文ではなく、「法に則らない不適切な判断であった」という趣旨だけでもよいと思う。

(なかじま委員外議員)

通常の「ぎかいたいむ」では、一般質問の記事に各議員が実施した日付の記載はない。今回は、どのタイミングで市長の発言があったのか、時系列が分かりやすいように配慮をお願いしたい。

(委員長) 「ぎかいたいむ」に市長の発言を抜粋して載せるとすると、市側でも市長の公式の発言として公表されないと、市民に誤解を招くことになりかねない。

(なかじま委員外議員)

市側の公表は別にして、「ぎかいたいむ」には発言の抜粋を掲載し、二次元コードを添えてPDFデータで全文を確認できるようにしてはどうか。

(議長) 内容に誤解が生じないようにする必要はあるが、議場であったことは、当然掲載すべきである。

(副委員長) 発言の撤回であって取り消しではないので、撤回した事実を併記する形でなら掲載するのはよいと思うが、私は、掲載するかしないかを決めるのはあくまで広報広聴協議会広報部会だと思っている。本委員会からの意見として伝え、意思決定は広報部会に任せるべきではないか。

(なかじま委員外議員)

広報部会員だけでなく全ての議員に関わる問題だと思うので、3月21日に開催予定の広報広聴協議会で、議会運営委員長から本委員会の意見として発言していただき、その場で方向性をまとめられるとよい。

#### ・議会基本条例検証会議結果報告書について

(なかじま委員外議員)

議会基本条例検証会議を、12月21日から3月14日までの間に計7回開催し、結果を報告書としてまとめたので提出する。特に議論が必要と考えられる点については「5 まとめ」に記載している。今後、検証結果を基に議会運営委員会において議論していただきたい。

(委員長) 検証結果を踏まえ、今後の議会運営委員会で行っていききたい。

次回は令和6年4月26日(金)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。